

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【公表番号】特表2010-537252(P2010-537252A)

【公表日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-522048(P2010-522048)

【国際特許分類】

G 02 C 11/02 (2006.01)

F 16 B 35/06 (2006.01)

F 16 B 45/00 (2006.01)

G 02 C 13/00 (2006.01)

【F I】

G 02 C 11/02

F 16 B 35/06 A

F 16 B 45/00 H

G 02 C 13/00

F 16 B 45/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月17日(2011.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1及び第2の部分を有する細長い本体であって、各々の部分の第1の表面は開口部を有し、前記第1の部分の前記第1の表面の開口部は、ねじを受け入れるように構成され、前記第2の部分の前記第1の表面の開口部は、装飾締結具を受け入れるように構成された本体と、

前記細長い本体に分離可能に連結された分離タブと、

それらの間に配置された分離部であって、前記分離タブと前記細長い本体の前記第1の部分の端部の間には配置されていない分離部と、

を備えた連結器具。

【請求項2】

前記装飾締結具は、鳩目、鳩目開口部、シャンク、屈曲部、グリップ、端部を備えることを特徴とする請求項1に記載の連結器具。

【請求項3】

前記シャンクは更にロックを備え、前記ロック、前記シャンク、前記グリップは、同一平面上に延在することを特徴とする請求項2に記載の連結器具。

【請求項4】

前記シャンクと前記ロックの頂点との間の隙間の幅は、約0.01～約0.02インチであることを特徴とする請求項3に記載の連結器具。

【請求項5】

前記細長い本体の前記第1の表面と前記分離タブの表面は、同一平面上に延在することを特徴とする請求項1に記載の連結器具。

【請求項6】

前記分離部は、前記分離タブと、前記装飾締結具を受け入れるように構成された開口部との間に配置されることを特徴とする請求項1に記載の連結器具。

【請求項7】

前記ねじの頭部は、分離可能に分離タブに連結されていることを特徴とする請求項1に記載の連結器具。

【請求項8】

前記第1の部分の前記開口部の直径が約0.0675～約0.0825インチであるとき、前記分離部の幅は、0.010インチ+/-10%以下であり、前記分離部の長さは約0.005～0.007インチ以下であることを特徴とする請求項1に記載の連結器具。

【請求項9】

眼鏡枠と、

当該眼鏡枠の第1の端部との間に配置された第1のヒンジにより基端部が動作可能に連結された第1の側片と、

ヒンジに動作可能に連結された連結器具であって、第1及び第2の部分を有する細長い本体であって、各々の部分の第1の表面は開口部を有し、前記第1の部分の前記第1の表面の開口部は、ねじを受け入れるように構成され、前記第2の部分の前記第1の表面の開口部は、装飾締結具を受け入れるように構成された本体と、前記細長い本体に分離可能に連結された分離タブと、それらの間に配置された分離部であって、前記分離タブと前記細長い本体の前記第1の部分の端部との間には配置されていない分離部と、を備えた連結器具と、

を備えた、装飾品を備えた眼鏡。

【請求項10】

前記装飾締結具は、鳩目、鳩目開口部、シャンク、屈曲部、グリップ、端部を備えることを特徴とする請求項9に記載の装飾品を備えた眼鏡。

【請求項11】

前記装飾締結具の前記シャンクに動作可能に連結されたロックは、前記装飾締結具の前記シャンクと前記グリップの間の隙間を限定することを特徴とする請求項10に記載の連結器具。